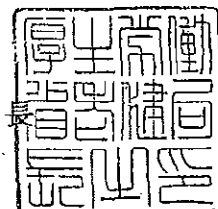


老発0317第1号

平成23年3月17日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が、別添1のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から適用さ

れた。

この告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において、介護保険法第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成23年8月31日とするものである。

これらに伴う介護保険に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御丁知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づくものは、次のとおりである。

- ① 指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第41条第1項本文）
- ② 指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第42条の2第1項本文）
- ③ 指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第46条第1項）
- ④ 指定介護老人福祉施設の指定（第48条第1項第1号）
- ⑤ 指定介護療養型医療施設の指定（第48条第1項第3号）
- ⑥ 指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第53条第1項本文）
- ⑦ 指定地域密着型予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第54条の2第1項本文）
- ⑧ 指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るもの

に限る。) (第58条第1項)

⑨ 介護支援専門員の登録 (第69条の2第1項)

⑩ 介護老人保健施設の許可 (特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)
(第94条第1項)

2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記した書面によりその特定権利利益 (法第3条第1項参照) に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる (法第3条第3項)。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任 (過料に係るものを含む。) は問われない (法第4条第2項)。

別添1—1

平成23年3月13日

内閣府（防災担当）

総務省
法務省「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害
及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては
 - ・ 死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であったことに加え
 - ・ 避難者数が膨大であり、その後も余震が続いたことなどから、多くの住民が避難生活を継続している状況にある。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条）
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長（運転免許証の有効期限の延長等）
特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があ

ることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定程度（平成23年8月31日までの範囲）延長することができること。（法第3条）

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限まで（平成23年6月30日まで）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われなくとすること。（法第4条）

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることができないこと。（法第5条）

別添1-2

平成23年3月13日 日曜日 官報 (号外特第11号)

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可

目次

政令

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害
に関する特定非常災害及びこれに対し適用す
べき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
（内閣府本部）

本号で公布された
法令のあらまし

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害
に関する特定非常災害及びこれに対し適用す
べき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
（内閣府本部）
- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害
を特定非常災害として指定することとした。
 - 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を
適用することとした。
 - （一）行政上の権利利益に係る満了日の延長に関
する措置
 - （二）期限内に履行されなかった義務に係る免責
に関する措置
 - （三）債務超過を理由とする法人の破産手続開始
の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

政令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき
措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用す
べき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年
法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の
規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法
律」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定
し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法律二条から第五条までに規定する措置を
指定する。

（延長期間）

第三条 第一条の特定非常災害についての法律二条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三
十一日とする。

（免責期間）

第四条 第一条の特定非常災害についての法律二条第一項の政令で定める特定義務の不履行について
の免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法律二条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法律二条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十
日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

別添2

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2. 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

別添3

平成23年3月17日 木曜日 官 報 第5517号 4

○厚生労働省告示第五十六号 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当り当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。 平成二十三年三月十七日 厚生労働大臣 細川 律夫	
対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承認（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を継続する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保護福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
葬物及び葬祭取扱法（昭和二十五年法律第百三十三号）第四条第一項の規定に基づく葬物又は葬祭の取扱（特定被災区域内に在る葬儀所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定	特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者
薬事法第十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者

介護保険法第三十九条第一項の規定に基づき高専管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
薬事法第四十条の二第一項の規定に基づき医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
薬事法第二十四条第一項の規定に基づき医薬品の販売業（配置販売を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
薬事法第二十四条第一項の規定に基づき医薬品の販売業（配置販売を除く。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
建設物の所有者等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受け得る権利の請求（特定被災区域内に居住地を有する者）	特定被災区域内に居住地を有する者
建設物の所有者等に対する特別給付金を受け得る権利の請求（特定被災区域内に居住地を有する者）	特定被災区域内に居住地を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十一条第一項の規定に基づき一般労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づき自立支援金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法（平成九年法律第二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づき指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づき指定介護老人福祉施設の指定	特定被災区域内の介護老人福祉施設
介護保険法第四十八条第一項第二号の規定に基づき指定介護療養型医療施設の指定	特定被災区域内の介護療養型医療施設
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づき指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づき介護支援専門員の登録	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づき介護老人保健施設（許可）（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和二十五年法律第三十九号）附則第三条第二項の規定に基づき衛生検査技師の免許	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第十九条第一項の規定に基づき介護給付費等の支給決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づき自立支援医療費の支給決定	特定被災区域内に居住地を有する者